

(5) 下水道使用料の体系と単価

それでは、下水道を管理している各地方公共団体においては、どのような考え方で下水道使用料を徴収しているのでしょうか。

いわゆる使用料の徴収体系について見てみます。

表－8のとおり、徴収条例を施行している 1,749 団体のうち 1,601 団体、率にすると約 92%が基本使用料をベースとした従量制を採用しています。

表－8 平成 16 年度・全国における使用料体系の概要－その（1）

	使用料徴収 条例施行 団体数	使用料体系その（1）			
		水道料金 比例制	従量使用料制		その他
			基本使用量 あり	基本使用量 なし	
指定都市	14	—	14	0	0
一般都市	1,735	—	1,587	46	102
合計	1,749	—	1,601	46	102

(注) 出典：平成 16 年度下水道統計

また、使用量が増大するにつれ割り増し額が増大していく累進制を採用しているのは、下の表のとおり 1,219 団体で全体の約 70%となっています。

表－8 平成 16 年度・全国における使用料体系の概要－その（2）

	使用料体系その（2）				
	累進使用料 制	水質使用料 制	一般排水・特定排水の区分		
			区分あり	区分なし	計
指定都市	14	8	3	11	14
一般都市	1,205	64	132	1,603	1,735
合計	1,219	72	135	1,614	1,749

(注) 出典：平成 16 年度下水道統計

一方、水質によって使用料を割り増しする水質使用料制や一般・特定の排水区分（(注)－3 参照）で使用料を徴収する都市はごく少数にとどまっています。

わが国の下水道使用料は、基本使用量を定めた従量使用料制、累進使用量制が主流を成しているといえます。

(注) - 3

- ・一般排水とは、主として一般の家庭の排水をいいます。
- ・特定排水とは、一般排水以外の公衆浴場、工場等で大規模な水量を排出する事業場などをいいます。

次に、汚水処理原価ですが、国全体の年間の下水道管理費を年間の汚水処理量で除したものとして考えます。

平成 16 年度では、表-9 のとおり、前年度と比べ 8.5 円/㎡増え 239.2 円/㎡となっています。一方、平均使用料単価は、133.5 円/㎡となっていますので、かかった費用の約 56% 程度しか使用料としては徴収できていないことが分かります。

表-9 汚水処理原価と使用料単価 (単位:円/㎡)

	汚水処理原価 (A)			使用料単価 (B)	B/A (%)
		うち維持管理費分	うち起債元利償還費分		
平成 14 年度	228.0	70.4	157.6	130.8	57.4%
平成 15 年度	230.7	68.5	162.2	131.3	56.9%
平成 16 年度	239.2	67.4	171.8	133.5	55.8%

(前頁表-9 に関する注)

- ①汚水処理原価は、公共下水道と流域下水道の汚水処理費の合計額を年間総有収水量で除したものであり、公共下水道、流域下水道の平均原価である。
- ②使用料単価は、公共下水道の年間総使用料収入を公共下水道の年間総有収水量で除したものである。

次に、使用料単価の全国分布を見てみます。

下水道管理費は、気候や風土、地域条件などによっても異なりますので、下水道を管理・運営する各地方公共団体（都市）によって変わってくる訳ですが、図-4 に示すとおり全国 1,731 都市の内、一番多いのは 140 円/㎡で、203 都市を数えています。

また、100 円/㎡~170 円/㎡の範囲で設定している都市が、全体の約 65% に相当する 1,128 都市となっています。

図－4 平成 16 年度使用料単価（使用料収入／有収水量）の分布状況

